# いじめ防止基本方針

福島市立飯野中学校

**【 ねらい 】**
国および福島市のいじめ防止基本方針を参酌し、学校教育全体を通し、いじめの早期発見・早期解決と根絶に取り組み、生徒の命・身体を守り、安心して笑顔で生活できる環境を作る。

**【 いじめに対する基本的な考え方 】**
（1）いじめは絶対に許されない行為である。
（2）いじめは、本校でも、どの生徒にも起こり得ることである。
（3）すべての教職員がいじめ防止の意義をよく理解し、日頃から生徒をよく見とり早期発見・早期解決に努める。
（4）いじめ防止に向けて、学校・保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し迅速に対応していく。

## い じ め 防 止 の 取 組

### いじめの未然防止

**《学級経営の充実》**
○受容的・共感的態度により生徒の良さが発揮され，互いに認め合う「学級づくり」
○生徒が安心して学べる環境作り「居場所づくり」
○生徒一人ひとりの個性･よさを伸ばす取組「絆づくり」

**《授業中の生徒指導の充実》**
○「自己決定」・「自己存在感」・「共感的人間関係」のある授業づくりをする。
○「わかる・できる」楽しい授業を通して生徒たちの学び合いを保証する。

**《道徳教育》**
○「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした題材を通して、いじめを許さない心情を深める指導を計画的に推進する。

**《学級活動》**
○生徒が他者を理解できるようにＳＳＴなどを通してコミュニケーション能力を育成する。

**《学校行事》**
○自然体験・社会体験を通した豊かな人間性･社会性を育む教育活動を推進する。

**《生徒会》**
○ルールの確立と共通実践を推進する。
○生徒会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自治的・自発的な活動を支援する。

### いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的な取組

**《悩みごと調査等の実施》**
○悩みごと調査やＱ－Ｕ検査を計画的に実施し、いじめの早期発見に役立てる。
○アンケートの記述の分析に細心の注意を払うとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的立場による助言を活用する。

**《生徒指導委員会の開催》**
○定期的な情報の収集により、共通理解にたった指導事項を明確にする。
○気になる生徒に関わる情報交換とその対応策を明確にする。

**《教員の共通理解・実践》**
○いじめの防止に対する意識を高めるとともに、情報交換を積極的に行う。
○休み時間・昼休み・放課後等の校舎巡回を積極的に行う。

**《生徒とのコミュニケーション》**
○志保井が丘やチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の生徒とのふれあいを通して信頼関係を構築するとともに、生徒の生活や言動を把握する。

**《保護者との連携》**
○いじめに対する学校の考え方・取組を保護者に周知し、保護者からの情報提供を得る。

**《インターネットいじめ対策》**
○情報モラル教育の充実と保護者への啓発を行い、関係機関と連携し組織的に対応する。

### 教育相談体制の充実

**《校務務運営の効率化》**
○子どもの微妙な変化に気付くための子どもと向き合う時間の確保のために会議や行事等の精選行う。

**《定期教育相談の開催》**
○二者面談の定期的な実施により悩み事等の早期発見に努める。
○相談活動を通して、生徒と教師の信頼関係を構築する。

**《スクールカウンセラーとの連携》**
○専門的立場の見解を参考にし、問題の適切な解決に役立てる。
○悩みのある生徒とスクールカウンセラーとの積極的な相談を支援する。

**《教育相談スキルの向上》**
○教育相談研修会及び事例研究会の実施による、共感的理解に関わるスキル向上を図る。
○記録の累積により、指導力の向上を図る。

**《チャンス相談の実施》**
○心配される生徒との適切な教育相談実施による早期対応を図る。

**《関係機関との連携》**
○児童相談所・警察・学区内の小学校・教育委員会等との連携強化により積極的な情報交換を図り助言を得られるようにする。

**《匿名による訴えへの対応》**
○匿名による訴えに理解を示すとともに、意向に沿った対応を推進することを周知する。その中で問題となる生徒の情報収集にあたる。

## いじめに対する早期対応

**【委員会構成】**
校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任・学年教員・養護教諭・部活動顧問(全教職員)
スクールカウンセラー（適宜）

**【校内いじめ対策委員会の設置】**
○生徒指導委員会との連携強化
○各学年の情報交換及び共通理解
○指導方針の確立と共通実践
○迅速かつ的確な対応及び指導

**【全職員との共通理解】**
○職員会議・打ち合わせ等による情報の共有化及び留意事項の確認
○再発防止への取組

### 指導方針の確立・分担

**《いじめ根絶チームの設置》**
○組織的対応により迅速・的確な対応を行う。

**《情報の整理》**
○いじめの態様、被害者、加害者、周囲の生徒の状況を把握する。

**《対応方針》**
○「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の緊急度・危険度を確認し、指導方針を決定する。

**《役割分担》**
○被害生徒への支援担当、加害生徒への指導担当、周囲の生徒への指導担当、保護者への対応担当、関係機関への対応担当、マスコミへの対応担当を明確にする。

### 事実の究明と支援・指導

**《事実の究明と指導》**
○いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
○聴取は、被害者→周囲にいるもの（冷静に状況を捉えている者）→加害者の順で行う。
○事情聴取に関しては、安心して話せる環境を提供する（守秘義務）。情報の食い違いがないかを複数の教員で随時確認し、正しい情報に基づき指導ができるようにする。
○市の対応策レベル２以上について市教委へ報告する。

### 被害・加害生徒の指導 周囲の生徒への指導

**《被害生徒への対応》**
○いかなる理由があっても、徹底して命を守ることを理解させる。
○継続した支援を行う。

**《加害生徒への対応》**
○毅然とした態度で指導する。
○どうすべきだったのか今後どうするかを内省させる指導をする。

**《傍観者への対応》**
○いじめは、学級や学年集団全体の問題であることを理解させ、いじめ防止のための行動様式を指導する。

### 保護者との連携

**《被害生徒の保護者》**
○速やかに家庭訪問し、事実を正確に伝える。
○学校の対応、方針等を具体的に示す。
○本人・保護者の意向を 大切にした対応をする。

**《加害生徒の保護者》**
○家庭訪問により、事実を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
○指導に対する協力を依頼する。

**《日常的な連携》**
○学校の方針を周知徹底し、情報提供等を依頼する。